

安全巡視チェックリストのチェック項目根拠資料

飯島いいものつくろう会 安全部会

(平成 20 年 2 月 1 日作成)

【注意】

平成 18 年度に検討した「安全巡視チェックリスト」の記載項目を、法令を中心に根拠をまとめたもの。根拠が明らかでない項目もあり、今後修正をしながら充実させていくものである。
したがって、安全衛生に関する国土交通省の公式な見解を示したものではない。

■ 作業員・服装・保護具

1) 作業員の健康状態

安衛法： 第 1 条、第 11 条

(目的)

第一条 この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

2) 保~~安~~護帽等の着用状況

安衛法の用語「保護帽」に変更する。

安衛規則：(保護帽の着用) 第 151 条の 52、第 151 条の 74、第 194 条の 7、第 366 条、第 412 条、第 435 条、第 464 条、第 484 条、第 497 条、第 516 条、第 517 条の 10、第 517 条の 19、第 517 条の 24、第 539 条

(保護帽の着用)

第三百六十六条 事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。
2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。 作業に適した服装、履物

3) 安全帯、保護面等必要な保護具の使用状況

安衛規則：第 106 条、第 142 条、第 194 条の 22、第 325 条、第 521 条、第 558 条、第 593 条、第 594 条、第 595 条、第 596 条、第 597 条、第 598 条

(切削屑の飛来等による危険の防止)

第一百六条 事業者は、切削屑が飛来すること等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該切削屑を生ずる機械に覆い又は囲いを設けなければならない。ただし、覆い又は囲いを設けることが作業の性質上困難な場合において、労働者に保護具を使用したときは、この限りでない。
2 労働者は、前項ただし書の場合において、保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(転落等の危険の防止)

第一百四十二条 事業者は、粉砕機及び混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が

生ずるおそれのあるときは、ふた、囲い、高さが九十センチメートル以上のさく等を設けなければならない。ただし、ふた、囲い、さく等を設けることが作業の性質上困難な場合において、**安全帯**（令第十三条第三項第二十八号の**安全帯**をいう。以下同じ。）**を使用させる等**転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、ふた、囲い等を設けなければならない。

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、**安全帯**その他の命綱（以下「**安全帯等**」という。）**の使用を命じられたときは、これを使用**しなければならない。

（安全帯等の使用）

第百九十四条の二十二 事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該**高所作業車の作業床上の労働者に安全帯等を使用**させなければならない。

2 前項の労働者は、安全帯等を使用しなければならない。

（強烈な光線を発散する場所）

第三百二十五条 事業者は、アーク溶接のアークその他**強烈な光線を発散して危険のおそれ**のある場所については、これを区画しなければならない。ただし、作業上やむを得ないときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の場所については、**適当な保護具**を備えなければならない。

（安全帯等の取付設備等）

第五百二十一条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、労働者に安全帯等を使用させるときは、**安全帯等を安全に取り付けるための設備等**を設けなければならない。

2 事業者は、労働者に安全帯等を使用させるときは、**安全帯等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検**しなければならない。

（安全靴等の使用）

第五百五十八条 事業者は、作業中の労働者に、通路等の構造又は当該作業の状態に応じて、**安全靴その他の適当な履物**を定め、**当該履物を使用**させなければならない。

2 前項の労働者は、同項の規定により定められた履物の使用を命じられたときは、**当該履物を使用**しなければならない。

（呼吸用保護具等）

第五百九十三条 事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、多量の高熱物体、低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害な光線にさらされる業務、ガス、蒸気又は**粉じん**を発散する有害な場所における業務、病原体による汚染のおそれの著しい業務その他有害な業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等**適切な保護具を備え**なければならない。

（皮膚障害防止用の保護具）

第五百九十四条 事業者は、**皮膚に障害を与える物を取り扱う業務**又は**有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、中毒若しくは感染をおこすおそれのある業務**においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、**塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具**を備えなければならない。

(騒音障害防止用の保護具)

第五百九十五条 事業者は、強烈な騒音を発する場所における業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、**耳栓その他の保護具を備え**なければならない。

2 事業者は、前項の業務に従事する労働者に耳栓その他の保護具の使用を命じたときは、遅滞なく、**当該保護具を使用**しなければならない旨を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示しなければならない。

(保護具の数等)

第五百九十六条 事業者は、前三条に規定する保護具については、同時に**就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持**しなければならない。

(労働者の使用義務)

第五百九十七条

第五百九十三条から第五百九十五条まで規定する業務に従事する労働者は、事業者から当該業務に**必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用**しなければならない。

(専用の保護具等)

第五百九十八条 事業者は、保護具又は器具の使用によつて、労働者に疾病感染のおそれがあるときは、各人専用のものを備え、又は疾病感染を予防する措置を講じなければならない。

4) 有資格者の作業、ヘルメットステッカー

安衛法：第 61 条、安衛令：第 20 条、安衛規則：第 41 条（別表第三）

(就業制限についての資格)

第四十一条 法第六十一条第一項に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

※ ステッカーの義務はなさそう

5) 熱中症対策

安衛法：第 1 条（目的）

※ 特段のきまりはない。しいて言えば、法第 1 条の「健康の確保」

6) 防寒対策

安衛法：第 1 条（目的）

※ 特段のきまりはない。しいて言えば、法第 1 条の「健康の確保」

■ 一般事項・整理整頓・作業通路

1) 監理・主任技術者の名札

共通仕様書：共通編 1-1-10 施工体制台帳

1-1-10 施工体制台帳

3. 第1項の請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び元請負者の専門技術者（専任している場合のみ）に、**工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用**させなければならない。

特記仕様書：共通編 1-1-10 施工体制台帳

1-1-10 施工体制台帳

2. 請負者は、監理技術者を置く工事にあつては、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、**工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用**させるものとする。

<名札の例>

監理（主任）技術者	
写真 2 cm × 3 cm 程 度	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社
	印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 所属会社の社印とする。

2) 安全関係書類の整備状況

※ 巡視では確認できそうもない。 →オプション扱いだが残存

3) 安全旗・社旗

直接安全に関係せず、特に義務ではないので外す。

4) 安全掲示板等の掲示状況

安衛規則：第12条の4、第18条、第23条、第98条の2、第595条

（安全衛生推進者等の氏名の周知）

第十二条の四 事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該**安全衛生推進者等の氏名**を作業場の見やすい箇所に**掲示**する等により関係労働者に周知させなければならない。

（作業主任者の氏名等の周知）

第十八条 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該**作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項**を作業場の見やすい箇所に**掲示**する等により関係労働者に周知させなければならない。

(委員会の会議)

第二十三条 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月一回以上開催するようにしなければならない。

3 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、**委員会における議事の概要**を次に掲げるいずれかの方法によつて**労働者に周知**させなければならない。

- 一 **常時各作業場の見やすい場所に掲示**し、又は備え付けること。
- 二 書面を労働者に交付すること。
- 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(法令等の周知の方法)

第九十八条の二 法第一百一条第一項の厚生労働省令で定める方法は、第二十三条第三項各号に掲げる方法とする。

2 法第一百一条第二項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 **通知された事項に係る物を取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示**し、又は備え付けること。
- 二 書面を、通知された事項に係る物を取り扱う労働者に交付すること。
- 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、通知された事項に係る物を取り扱う各作業場に当該物を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(騒音障害防止用の保護具)

第五百九十五条 事業者は、強烈な騒音を発する場所における業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、耳栓その他の保護具を備えなければならない。

2 事業者は、前項の業務に従事する労働者に耳栓その他の保護具の使用を命じたときは、遅滞なく、**当該保護具を使用しなければならない旨**を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、**見やすい場所に掲示**しなければならない。

特記仕様書：総則 1-1-40

特仕 1-1-40 保険の付保及び事故の補償

1. 請負者は、工事現場または事業場内に「**建設業退職金共済制度適用事業主工事現場**」の**標識を掲示**しなければならない。

建設業法：第 24 条の 7、第 40 条

(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

第二十四条の七

4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを**当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない**。

(標識の掲示)

第四十条 建設業者は、その店舗及び**建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に**、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による**建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない**。

建設業法施行規則：第 14 条の 3、第 25 条

(下請負人に対する通知等)

第十四条の三 特定建設業者は、作成特定建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、その請け負つた建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

一 作成特定建設業者の商号又は名称

二 当該下請負人の請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは法第二十四条の七第二項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

(標識の記載事項及び様式)

第二十五条 法第四十条の規定により建設業者が掲げる標識の記載事項は、店舗にあつては第一号から第四号までに掲げる事項、建設工事の現場にあつては第一号から第五号までに掲げる事項とする。

一 一般建設業又は特定建設業の別

二 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業

三 商号又は名称

四 代表者の氏名

五 主任技術者又は監理技術者の氏名

2 法第四十条の規定により建設業者の掲げる標識は店舗にあつては別記様式第二十八号、建設工事の現場にあつては別記様式第二十九号による。

※ 別記様式第 29 号では標識の様式と縦横 40cm 以上としている。

労働者災害補償保険法施行規則：第 49 条

(法令の要旨等の周知)

第四十九条 事業主は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、労働者に周知させなければならない。

2 事業主は、その事業についての労災保険に係る保険関係が消滅したときは、その年月日を労働者に周知させなければならない。

5) 現場事務所等の整理整頓

※ 特段のきまりはない。

6) 資機材等の仮置状況

安衛規則：第 540 条

(通路)

第五百四十条 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

2 前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。

※ 通路以外は、特段のきまりはない。「安全サポートマニュアル」に記述がある。

7) 危険物の保管状況

安衛規則：第 256 条、第 279 条

(危険物を製造する場合等の措置)

第二百五十六条 事業者は、**危険物**を製造し、又は**取り扱うとき**は、爆発又は火災を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

五 危険物を製造し、又は取り扱う設備のある場所を**常に整理整頓**し、及びその場所に、みだりに、**可燃性の物又は酸化性の物を置かない**こと。

2 労働者は、前項の場合には、同項各号に定めるところによらなければならない。

(危険物等がある場所における火気等の使用禁止)

第二百七十九条 事業者は、危険物以外の可燃性の粉じん、火薬類、多量の易燃性の物又は危険物が存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所においては、火花若しくはアークを発生し、若しくは高温となつて点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。

2 労働者は、前項の場所においては、同項の点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。

8) 消火器、灰皿の設置状況

安衛規則：第 289 条、第 291 条、第 292 条

(消火設備)

第二百八十九条 事業者は、建築物及び化学設備（配管を除く。）又は乾燥設備がある場所その他危険物、危険物以外の引火性の油類等爆発又は**火災の原因となるおそれのある物**を取り扱う場所（以下この条において「建築物等」という。）には、適当な箇所に、**消火設備**を設けなければならない。

2 前項の消火設備は、建築物等の規模又は広さ、建築物等において取り扱われる物の種類等により予想される爆発又は火災の性状に適応するものでなければならない。

(火気使用場所の火災防止)

第二百九十一条 事業者は、**喫煙所、ストーブその他火気を使用する場所**には、**火災予防上必要な設備**を設けなければならない。

2 労働者は、みだりに、**喫煙**、採だん、乾燥等の行為をしてはならない。

3 火気を使用した者は、**確実に残火の始末**をしなければならない。

(灰捨て場)

第二百九十二条 事業者は、**灰捨て場**については、**延焼の危険のない位置**に設け、又は不燃性の材料で造らなければならない。

9) 安全通路の確保、表示 10) 安全通路の整備状況

安衛規則：第 540 条、第 541 条、第 552 条

(通路)

第五百四十条 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための**安全な通路を設け**、かつ、これを**常時有効に保持**しなければならない。

2 前項の通路で主要なものには、これを保持するため、**通路であることを示す表示**をしなければならない。

(通路の照明)

第五百四十一条 事業者は、通路には、正常の通行を妨げない程度に、**採光又は照明**の方法を講じなければならない。ただし、坑道、常時通行の用に供しない地下室等で通行する労働者に、適当な照明具を所持させるときは、この限りでない。

(架設通路)

第五百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 **丈夫な構造**とすること。
- 二 こう配は、三十度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが二メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。
- 三 こう配が十五度をこえるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。
- 四 **墜落の危険**のある箇所には、**高さ七十五センチメートル以上の丈夫な手すり**を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限つて臨時にこれを取りはずすことができる。
- 五 たて坑内の架設通路でその長さが十五メートル以上であるものは、十メートル以内ごとに踊場を設けること。
- 六 建設工事に使用する**高さ八メートル以上の登りさん橋**には、**七メートル以内ごとに踊場**を設けること。

■ 交通安全

1) 工事看板・標識類・交通安全施設類の設置状況

共通仕様書：共通編 1-1-26 工事中の安全確保、1-1-32 交通安全管理

1-1-26 工事中の安全確保

5. 請負者は、工事現場付近における**事故防止**のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、**立入禁止の標示板等**を設けなければならない。なお、空港工事にあつては、監督職員の承諾を得るものとする。

1-1-32 交通安全管理

4. 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあつては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、**道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）**に基づき、安全対策を講じなければならない。
9. 請負者は、工事の施工にあつては、**作業区域の標示**及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

特記仕様書：共通編 1-1-32 交通安全管理

特記 1-1-32 交通安全管理

1. 請負者は、安全管理については、下記によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。
- (1) 交通規制及び標識
- ① 請負者は、設計図書に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。
- ② 請負者は、夜間開放時には保安灯等を設置するものとし、**工事期間中は保安灯・バリケード等の保守点検**を実施しなければならない。
- ③ 請負者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より 1 ヶ月以上前に監督職員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。
なお、実施にあつては規制の計画を監督職員に提出するとともに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。
- ④ 請負者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に**適時標識車等を配置**するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表 1-3 のとおりとするが、これにより難い場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。「共仕」第 1 編 1-1-4 の(11)交通管理に記載しなければならない。

2) 交通誘導員、~~交通整理員~~の配置状況

※ 警察官や交通巡視員の行う「交通整理」や、自治体の条例による「交通整理員」とのとの混同をさけるため、仕様書の用語である「交通誘導員」に統一。

特記仕様書：共通編 1-1-32 交通安全管理

特仕 1-1-32 交通安全管理

1. 請負者は、安全管理については、下記によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。

(2) 交通誘導員

① 請負者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、**交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導員」という。）を配置**し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。

② 請負者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督職員の承諾を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては**交通誘導員を配置**しなければならない。

③ 請負者は、交通誘導員のうち1人は**有資格者（平成 17 年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる 1 級又は 2 級検定合格者）**としなければならない。

④ 請負者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを監督職員に提出しなければならない。

⑤ 請負者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督職員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験 3 年以上の者とするができる。その場合は、経歴書を監督職員に提出しなければならない。

但し、有資格者の配置が義務付けられた路線は除く。

3) 交通規則の厳守

共通仕様書 共通編 1-1-34 諸法令の遵守

1-1-34 諸法令の遵守

1. 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

(15) **道路交通法** (昭和 35 年法律第 105 号)

(16) **道路運送法** (昭和 26 年法律第 183 号)

(17) **道路運送車両法** (昭和 26 年法律第 185 号)

(75) **土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法**
(昭和 42 年法律第 131 号)

技術指針：第 37

(一般道路上の規制の遵守)

第 37 運搬経路が一般道路（公道）を経由する場合は、**関係法令を遵守**し、運搬物の落下等公衆災害防止のための必要な措置を講ずること。

4) 第三者の立入禁止措置

※ 交通安全でチェックすべきではないだろう →一般事項へ

5) 工事用車両の運行経路

(運搬機械等の運行の経路等)

第四百十三条

事業者は、**採石作業**を行なうときは、あらかじめ、運搬機械等及び小割機械の運行の経路並びに運搬機械等及び小割機械の土石の積卸し場所への出入の方法を定めて、これを関係労働者に周知させなければならない。

2 事業者は、前項の運行の経路については、次の措置を講じなければならない。

- 一 **必要な幅員**を保持すること。
- 二 **路肩の崩壊を防止**すること。
- 三 **地盤の軟弱化を防止**すること。
- 四 必要な箇所に**標識又はさく**を設けること。

3 事業者は、第一項の運行の経路について**補修その他経路を有効に保持するための作業を行なうときは、監視人を配置し、又は作業中である旨の掲示**をしなければならない。

6) 現場出入口の状態

技術指針：第 36

(現場出入付近の安全確保)

第 36 工事現場から一般道路（公道）へ運搬車両が出入りする場合は、**出入口付近における歩行者、あるいは一般車両との出会がしらの事故防止等の措置**を講ずること。

7) 過積載の禁止

現場説明書 指導事項

(5) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- 一 **工事用資機材等の積載超過のないようにすること。**
- 二 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 三 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 四 さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造したダンプカーが、工事現場に出入りするものがないようにすること。
- 五 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 六 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 七 一から六のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

8) 仮囲いの設置状況

※ 交通安全でチェックすべきではないだろう →一般事項へ

■ 車両系建設機械等災害防止

1) キーの抜き取り

技術指針：第 24

(休止時の取扱い)

第 24 移動式の機械を休止させておく場合は、地盤の良い場所に水平に止め、作業装置を安定した状態に保持すること。

2、原動機を止め、全ての安全装置をかけ、**キーを所定の場所に保管**すること。

2) バケット等の着地

3) 工事用車両の車止め設置

安衛規則：第 160 条

(運転位置から離れる場合の措置)

第一百六十条 事業者は、車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

一 **バケット、ジツパー等の作業装置を地上におろす**こと。

二 **原動機を止め、及び走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置**を講ずること。

2 前項の運転者は、車両系建設機械の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

4) 路肩、法肩の位置明示

技術指針：第 33

(安全確保と構造物損傷防止)

第 33 施工にあたっては、施工に先立ち作成された施工計画に基づき、第 3 者及び工事関係者等の安全確保のための監視員、誘導員、合図員等を必要な場所に配置すること。また、工事的物、周辺を含めた構造物、埋設物への損傷防止の措置を講ずること。

2、崩落の危険がある**路肩や法肩での作業では、立入り禁止措置や明示**に加え監視員（誘導員）を配置すること。

5) 作業半径内の立入禁止措置

技術指針：第 35

(定置式運搬機械とその安全対策)

第 35 定置式の運搬機械については、巻込まれ防止装置、非常停止装置、運搬物の落下防止対策、**関係者以外の立入禁止などの安全措置**を講ずること。

6) 誘導員、監視員、合図者の配置

※ 「監視員」の配置は不明。監視人は記述がある。

安衛規則：第 104 条、第 157 条、第 158 条、第 159 条

(運転開始の合図)

第一百四条 事業者は、**機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図をする者を指名して、関係労働者に対し合図を行なわせなければならない。**

2 労働者は、前項の合図に従わなければならない。

(転落等の防止)

第百五十七条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行なう場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

3 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の誘導者が行なう誘導に従わなければならない。

(接触の防止)

第百五十八条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項ただし書の誘導者が行なう誘導に従わなければならない。

(合図)

第百五十九条 事業者は、車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行なわせなければならない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の合図に従わなければならない。

技術指針：第 33、第 34、第 47

(安全確保と構造物損傷防止)

第 33 施工にあたっては、施工に先立ち作成された施工計画に基づき、第 3 者及び工事関係者等の安全確保のための監視員、誘導員、合図員等を必要な場所に配置すること。また、工事的物、周辺を含めた構造物、埋設物への損傷防止の措置を講ずること。

2、崩落の危険がある路肩や法肩での作業では、立入り禁止措置や明示に加え監視員（誘導員）を配置すること。

(走行式運搬機械の安全装備と制限)

第 34 機械の装備機能を確認し、負荷、安定性、速度等の制限を遵守すること。また、機械の制動、照明、信号、警報等の安全に係わる装置については、定期的な点検整備を実施すること。

2、現場内の交通規則を定め、工事関係者に周知徹底を図ること。特に運搬路の平坦性を保持し、地形・地質や天候等の環境に応じた制限速度等を定め、カーブ、路肩部等には適切な事故防止の措置を講ずること。

3、後退時には、誘導員を適宜配置すること。

(運転及び合図)

第 47 機械の運転操作は確実にを行い、誤操作や機械の転倒等を防止するため、複合操作は行わないこと。また、機械の能力の範囲内で運転すること。

2、機械の運転にあたっては、あらかじめ合図員と合図を定め、合図員の合図に従うこと。

(工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止)

第三百四十九条

事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、**工作物の建設**、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、**移動式クレーン等を使用する作業**を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

- 一 当該充電電路を移設すること。
- 二 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
- 三 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
- 四 前三号に該当する措置を講ずることが**著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。**

7) 主たる用途外作業（荷の吊上げ等）禁止

安衛規則：164 条

(主たる用途以外の使用の制限)

第百六十四条 事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等**当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。**(以下略)

技術指針：第 31

(機械の適合性確認と制限の遵守)

第 31 施工にあたっては、機械の機能、装備が施工内容に対して適切であることを確認し、負荷、安定性、速度等の制限を守り、**主たる用途以外の目的に使用しないこと。**

8) 運転者名、取扱者名の明示

技術指針：第 22

(機械の使用・取扱い)

第 22 機械の使用にあたっては、機械の能力を超えて使用したり、機械の主たる用途以外の使用及び安全装置を解除して使用しないこと。

- 2、建設機械の使用・取扱いにあたっては、**定められた有資格者を選任し、これを表示すること。**
- 3、作業開始前に、作業内容、手順、機械の配置等を工事関係者に周知徹底すること。
- 4、仮設電気設備の設置、撤去及び維持管理にあたっては、電気設備に関する関係法令を遵守すること。

9) 障害物、架空電線の養生、明示

技術指針：第 43

(周辺環境への対応)

第 43 振動、騒音、**接触、転倒等による周辺への影響を考慮し、対策を講ずること。**

- 2、工事車両の現場への搬出入に際しては、交通事情を考慮した措置を講ずること。
- 3、架線への接近・接触を防止すること。また、必要に応じて**架線に防護措置を講ずること。**

※ 架空電線の明示についての記述はない。対策の一環と理解できる。

※ 送電、配電線からの離隔距離は、労働基準局長通達と、電力会社の目標値があり、それぞれ送電電力により、詳細に定められている（「安全サポートマニュアル」参照）。

■ クレーン等災害防止

1) 過負荷防止装置の作動状況

クレーン等安全規則：第 69 条、第 78 条、第 77 条

(過負荷の制限)

第六十九条 事業者は、移動式クレーンにその**定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない**。

(作業開始前の点検)

第七十八条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、巻過防止装置、**過負荷警報装置**その他の警報装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの**機能について点検**を行なわなければならない。

第七十七条 事業者は、移動式クレーンについては、**一月以内ごとに一回**、定期に、次の事項について**自主検査**を行なわなければならない。ただし、一月をこえる期間使用しない移動式クレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 巻過防止装置その他の安全装置、**過負荷警報装置**その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無
- 二 ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無
- 三 フック、グラブバケット等のつり具の損傷の有無
- 四 配線、配電盤及びコントローラーの異常の有無

2 事業者は、前項ただし書の移動式クレーンについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。

2) 据付地盤の養生、アウトリガーの最大張出

クレーン等安全規則：第 70 条の 3、第 70 条の 4、第 70 条の 5

(使用の禁止)

第七十条の三 事業者は、**地盤が軟弱**であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により移動式クレーンが**転倒するおそれのある場所**においては、移動式クレーンを用いて作業を行ってはならない。ただし、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するため必要な広さ及び強度を有する**鉄板等が敷設され、その上に移動式クレーンを設置しているときは、この限りでない**。

(アウトリガーの位置)

第七十条の四 事業者は、前条ただし書の場合において、アウトリガーを使用する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、**当該アウトリガーを当該鉄板等の上で**当該移動式クレーンが転倒するおそれのない位置に設置しなければならない。

(アウトリガー等の張り出し)

第七十条の五 事業者は、アウトリガーを有する移動式クレーン又は拡張式のクローラを有する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、**当該アウトリガー又はクローラを最大限に張り出さなければならない**。ただし、アウトリガー又はクローラを最大限に張り出すことができない場合であつて、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガー又はクローラの張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

3) 作業半径内の立入禁止

クレーン等安全規則：第 74 条

(立入禁止)

第七十四条 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

4) 吊荷下の立入禁止

クレーン等安全規則：第 74 条の 2

第七十四条の二 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、つり上げられている荷（第六号の場合にあつては、つり具を含む。）の下に労働者を立ち入らせてはならない。

- 一 ハッカーを用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。
- 二 つりクランプ一個を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。
- 三 ワイヤロープ等を用いて一箇所に玉掛けをした荷がつり上げられているとき（当該荷に設けられた穴又はアイボルトにワイヤロープ等を通して玉掛けをしている場合を除く。）。
- 四 複数の荷が一度につり上げられている場合であつて、当該複数の荷が結束され、箱に入れられる等により固定されていないとき。
- 五 磁力又は陰圧により吸着させるつり具又は玉掛用具を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。
- 六 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

5) 定格荷重、吊荷重量、据付位置

クレーン等安全規則：第 69 条、第 70 条の 3

(過負荷の制限)

第六十九条 事業者は、移動式クレーンにその定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。

(使用の禁止)

第七十条の三 事業者は、地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により移動式クレーンが転倒するおそれのある場所においては、移動式クレーンを用いて作業を行つてはならない。ただし、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するため必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に移動式クレーンを設置しているときは、この限りでない。

6) 合図者の配置、識別

クレーン等安全規則：第 71 条、第 66 条の 2

(運転の合図)

第七十一条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、移動式クレーンの運転者に単独で作業を行なわせるときは、この限りでない。

2 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

3 第一項の作業に従事する労働者は、同項の合図に従わなければならない。

(作業の方法等の決定等)

第六十六条の二 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の事項を定めなければならない。

- 一 移動式クレーンによる作業の方法
- 二 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
- 三 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統

2 事業者は、前項各号の事項を定めたときは、当該事項について、作業の開始前に、関係労働者に周知させなければならない。

※ 「合図者の識別」についての記述はない。

7) 障害物、架空電線の養生、明示

安衛法：第 29 条の 2

第二十九条の二 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

安衛規則：第 634 条の 2

(法第二十九条の二 の厚生労働省令で定める場所)

第六百三十四条の二 法第二十九条の二 の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。

- 一 土砂等が崩壊するおそれのある場所（関係請負人の労働者に危険が及ぶおそれのある場所に限る。）
- 一の二 土石流が発生するおそれのある場所（河川内にある場所であつて、関係請負人の労働者に危険が及ぶおそれのある場所に限る。）
- 二 機械等が転倒するおそれのある場所（関係請負人の労働者が用いる車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるもの又は移動式クレーンが転倒するおそれのある場所に限る。）
- 三 架空電線の充電電路に近接する場所であつて、当該充電電路に労働者の身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるもの（関係請負人の労働者により工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附随する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業が行われる場所に限る。）
- 四 埋設物等又はれんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物が損壊する等のおそれのある場所（関係請負人の労働者により当該埋設物等又は建設物に近接する場所において明かり掘削の作業が行われる場所に限る。）

クレーン等安全規則：第 66 条の 2

(作業の方法等の決定等)

第六十六条の二 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、**移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止**するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の事項を定めなければならない。

- 一 **移動式クレーンによる作業の方法**
- 二 **移動式クレーンの転倒を防止するための方法**
- 三 **移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統**

2 事業者は、前項各号の事項を定めたときは、当該事項について、作業の開始前に、**関係労働者に周知**させなければならない。

※ 第一項の「移動式クレーンの転倒等」の「等」には、移動式クレーンの上部旋回体によるはさまれ、荷の落下、架空電線の充電電路による感電等が含まれる。

■ 墜落転落災害防止

安衛規則：第 559 条

(材料等)

第五百五十九条 事業者は、足場の材料については、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用してはならない。

2 事業者は、足場に使用する木材については、強度上の著しい欠点となる割れ、虫食い、節、繊維の傾斜等がなく、かつ、木皮を取り除いたものでなければ、使用してはならない。

1) 必要箇所への足場の確保

安衛規則：第 518 条

(作業床の設置等)

第五百十八条 事業者は、**高さが二メートル以上の箇所**（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない**。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

- 2) 足場板の規格、隙間（3cm 以下）
3) 足場板の固定（3 点支持）

安衛規則：第 560 条、第 561 条第 563 条

(鋼管足場に使用する鋼管等)

第五百六十条 事業者は、鋼管足場に使用する鋼管については、**日本工業規格 A 八九五一（鋼管足場）**に定める鋼管の規格（以下「鋼管規格」という。）又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

一 材質は、引張強さの値が**三百七十ニュートン毎平方ミリメートル以上**であり、かつ、伸びが、次の表の上欄に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値となるものであること。

引張強さ（単位 ニュートン毎平方ミリメートル）	伸び（単位 パーセント）
三百七十以上三百九十未満	二十五以上
三百九十以上五百未満	二十以上
五百以上	十以上

二 **肉厚は、外径の三十一分の一以上**であること。

2 事業者は、鋼管足場に使用する**附属金具については、日本工業規格 A 八九五一（鋼管足場）**に定める附属金具の規格又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

一 材質（衝撃を受けるおそれのない部分に使用する部品の材質を除く。）は、**圧延鋼材、鍛鋼品又は鋳鋼品**であること。

二 継手金具にあつては、これを用いて鋼管を支点（作業時における最大支点間隔の支点をいう。）間の中央で継ぎ、これに作業時の最大荷重を集中荷重としてかけた場合において、そのたわみ量が、継手がない同種の鋼管の同一条件におけるたわみ量の一・五倍以下となるものであること。

三 緊結金具にあつては、これを用いて鋼管を直角に緊結し、これに作業時の最大荷重の二倍の荷重をかけた場合において、そのすべり量が十ミリメートル以下となるものであること。

(構造)

第五百六十一条 事業者は、足場については、**丈夫な構造**のものでなければ、使用してはならない。

(作業床)

第五百六十三条 事業者は、足場（一側足場を除く。）における**高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床**を設けなければならない。

一 床材は、支点間隔及び作業時の荷重に応じて計算した曲げ応力の値が、次の表の上欄に掲げる木材の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる許容曲げ応力の値を超えないこと。

木材の種類	許容曲げ応力（単位 ニュートン毎平方センチメートル）
あかまつ、くろまつ、からまつ、ひば、ひのき、つが、べいまつ又はべいひ	一、三二〇
すぎ、もみ、えぞまつ、とどまつ、べいすぎ又はべいつが	一、〇三〇
かし	一、九一〇
くり、なら、ぶな又はけやき	一、四七〇
アビトン又はカポールをフェノール樹脂により接着した合板	一、六二〇

二 つり足場の場合を除き、**幅は、四十センチメートル以上とし、床材間のすき間は、三センチメートル以下**とすること。

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に定めるところにより、**手すり等を設ける**こと。ただし、作業の性質上手すり等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

イ 丈夫な構造とすること。

ロ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとすること。

ハ 高さは、**七十五センチメートル以上**とすること。

四 腕木、布、はり、脚立その他作業床の支持物は、これにかかる荷重によつて破壊するおそれのないものを使用すること。

五 つり足場の場合を除き、床材は、転位し、又は脱落しないように**二以上の支持物に取り付ける**こと。

2 前項第五号の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 **幅が二十センチメートル以上、厚さが三・五センチメートル以上、長さが三・六メートル以上の板を床材として用い、これを作業に応じて移動させる場合で、次の措置を講ずるとき。**

イ **足場板は、三以上の支持物にかけ渡す**こと。

ロ 足場板の支点からの**突出部の長さは、十センチメートル以上**とし、かつ、労働者が当該突出部に足を掛けるおそれのない場合を除き、**足場板の長さの十八分の一以下**とすること。

ハ 足場板を**長手方向に重ねるときは、支点の上で重ね、その重ねた部分の長さは、二十センチメートル以上**とすること。

二 幅が三十センチメートル以上、厚さが六センチメートル以上、長さが四メートル以上の板を床材として用い、かつ、前号ロ及びハに定める措置を講ずるとき。

3 労働者は、第一項第三号ただし書の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

4) 手摺の設置（高さ 90cm 以上中柵設置）

安衛規則：第 519 条、第 552 条、第 563 条

第五百十九条 事業者は、**高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等**（以下この条において「**囲い等**」という。）を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、**囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。**

(架設通路)

第五百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

四 墜落の危険のある箇所には、高さ七十五センチメートル以上の丈夫な手すりを設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限って臨時にこれを取りはずすことができる。

(作業床)

第五百六十三条 事業者は、足場（一側足場を除く。）における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に定めるところにより、手すり等を設けること。ただし、作業の性質上手すり等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

イ 丈夫な構造とすること。

ロ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。

ハ 高さは、七十五センチメートル以上とすること。

特記仕様書：共通編 1-1-26

特仕 1-1-26 工事中の安全確保

7. 請負者は、足場を設置する場合、安全ネット及びシートを設け、作業床からの転落防止と落下物による事故防止に努めなければならない。

なお、足場に手すりを設ける場合は、作業床と上棧の間隔が 75cm を越える場合は、その間に単管パイプ等により中棧を設け、その間隔は 50cm 以下としなければならない。

また、安全ネット・手すりについて、工事写真により実施状況を記録し、完成検査時に提出しなければならない。

5) ~~足場の~~必要箇所の落下防止ネット

足場設置に限らず、必要となる箇所へは設置すべきなので、足場限定を外すこととした。

安衛規則：第 518 条、第 519 条、第 537 条、第 575 条の 6

(物体の落下による危険の防止)

第五百三十七条

事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設備を設け、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

(作業床の設置等)

第五百十八条

事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、**囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置**を講じなければならない。

（作業構台についての措置）

第五百七十五条の六

事業者は、作業構台については、次に定めるところによらなければならない。

一 作業構台の支柱は、その滑動又は沈下を防止するため、当該作業構台を設置する場所の地質等の状態に応じた根入れを行い、当該支柱の脚部に根がらみを設け、敷板、敷角等を使用する等の措置を講ずること。

二 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部又は取付部は、変位、脱落等が生じないよう緊結金具等で堅固に固定すること。

三 高さ二メートル以上の作業床の床材間のすき間は、三センチメートル以下とすること。

四 高さ二メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に定めるところにより、手すり等を設けること。ただし、**作業の性質上手すり等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置**を講じたときは、この限りでない。

イ 丈夫な構造とすること。

ロ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。

ハ 高さは、七十五センチメートル以上とすること。

特記仕様書：共通編 1-1-26

特仕 1-1-26 工事中の安全確保

7. 請負者は、足場を設置する場合、**安全ネット**及びシート**を設け**、作業床からの転落防止と落下物による事故防止に努めなければならない。

なお、足場に手すりを設ける場合は、作業床と上棧の間隔が **75cm** を越える場合は、その間に単管パイプ等により中棧を設け、その間隔は **50cm** 以下としなければならない。

また、安全ネット・手すりについて、工事写真により実施状況を記録し、完成検査時に提出しなければならない。

6) 昇降設備（高さ・深さが 1.5m 以上）

安衛規則：第 526 条、第 527 条

（昇降するための設備の設置等）

第五百二十六条 事業者は、**高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所**で作業を行なうときは、当該作業に従事する**労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない**。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。

(移動はしご)

第五百二十七条 事業者は、**移動はしご**については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 **幅は、三十センチメートル以上**とすること。
- 四 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。

特記仕様書：1-1-26

特仕 1-1-26 工事中の安全確保

8. 請負者は、工事施工中における作業員の転落・落下の防止のため、防護設備及び**昇降用梯子等安全施設を設けなければならない**。

7) 作業床の設置 (高さ 2m 以上)

安衛規則：第 518 条、第 561 条

(作業床の設置等)

第五百十八条 事業者は、**高さが二メートル以上の箇所**（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により**作業床を設けなければならない**。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(最大積載荷重)

第五百六十二条 事業者は、足場の構造及び材料に応じて、**作業床の最大積載荷重を定め**、かつ、これをこえて積載してはならない。

2 前項の**作業床の最大積載荷重**は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下この節において同じ。）にあつては、つりワイヤロープ及びつり鋼線の安全係数が十以上、つり鎖及びつりフックの安全係数が五以上並びにつり鋼帯並びにつり足場の下部及び上部の支点の安全係数が鋼材にあつては二・五以上、木材にあつては五以上となるように、定めなければならない。

3 事業者は、第一項の**最大積載荷重を労働者に周知**させなければならない。

8) 作業床は巾 40cm 以上、隙間 3cm 以下

安衛規則：第 563 条

(作業床)

第五百六十三条 事業者は、足場（一側足場を除く。）における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

一 床材は、支点間隔及び作業時の荷重に応じて計算した曲げ応力の値が、次の表の上欄に掲げる木材の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる許容曲げ応力の値を超えないこと。

木材の種類 許容曲げ応力 (単位 ニュートン毎平方センチメートル)

あかまつ、くろまつ、からまつ、ひば、ひのき、つが、べいまつ又はべいひ 一、三二〇

すぎ、もみ、えぞまつ、とどまつ、べいすぎ又はべいつが 一、〇三〇

かし 一、九一〇

くり、なら、ぶな又はけやき 一、四七〇

アピトン又はカポールをフェノール樹脂により接着した合板 一、六二〇

二 つり足場の場合を除き、**幅は、四十センチメートル以上とし、床材間のすき間は、三センチメートル以下**とすること。(以下略)

9) 構造物と足場の間隔 (30cm 以下)

安衛規則：第 519 条

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

※ 「30cm 以下」の根拠検索中。転落のおそれのある開口部が 30cm 以上ということか？

10) 安全帯の使用、親綱設置（必要箇所）

安衛規則：第 247 条、第 518 条、第 521 条

（型枠支保工の組立て等作業主任者の職務）

第二百四十七条 事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（作業床の設置等）

第五百十八条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

（安全帯等の取付設備等）

第五百二十一条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、労働者に安全帯等を使用させるときは、安全帯等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

2 事業者は、労働者に安全帯等を使用させるときは、安全帯等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

※ 親綱単独の記述はない。「安全帯等を安全に取り付けるための設備等」に「はり、柱、親ロープ（親綱）、フック等」があるものと理解して良いだろう。 → 「取付設備」に変更

※ 「安全サポートマニュアル」に記述のある「アンカー2カ所」も根拠不明。

11) 梯子、脚立の固定状況

安衛規則：第 527 条、第 528 条

(移動はしご)

第五百二十七条 事業者は、移動はしごについては、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 幅は、三十センチメートル以上とすること。
- 四 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。

(脚立)

第五百二十八条 事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 脚と水平面との角度を七十五度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 四 踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。

12) 梯子はしごの上端 60cm 以上、設置角度 75 度以下

安衛規則：第 556 条

(はしご道)

第五百五十六条 事業者は、はしご道については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
 - 二 踏さんを等間隔に設けること。
 - 三 踏さんと壁との間に適当な間隔を保たせること。
 - 四 はしごの転位防止のための措置を講ずること。
 - 五 はしごの上端を床から六十センチメートル以上突出させること。
 - 六 坑内はしご道でその長さが十メートル以上のものは、五メートル以内ごとに踏だなを設けること。
 - 七 坑内はしご道のこう配は、八十度以内とすること。
- 2 前項第五号から第七号までの規定は、潜函内等のはしご道については、適用しない。

※ 設置角度 75 度についての根拠はない。各メーカーの「はしご」の取扱説明書に記載があるようだ。

13) 開口部の養生、表示

安衛規則：第 519 条

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

※ 「開口部の表示」の根拠はない。「安全サポートマニュアル」には記述がある。

■ 崩落災害防止

1) 地山、法面の点検（作業前・降雨、地震後）

安衛規則：第 154 条、第 355 条、第 358 条

（調査及び記録）

第百五十四条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、当該車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

（作業箇所等の調査）

第三百五十五条 事業者は、地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について次の事項をボーリングその他適当な方法により調査し、これらの事項について知り得たところに適応する掘削の時期及び順序を定めて、当該定めにより作業を行わなければならない。

- 一 形状、地質及び地層の状態
- 二 き裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態
- 三 埋設物等の有無及び状態
- 四 高温のガス及び蒸気の有無及び状態

（点検）

第三百五十八条 事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させること。
- 二 点検者を指名して、発破を行なった後、当該発破を行なった箇所及びその周辺の浮石及びき裂の有無及び状態を点検させること。

2) 掘削勾配（土質、高さ）

安衛規則：第 356 条

（掘削面のこう配の基準）

第三百五十六条 事業者は、手掘り（パワー・ショベル、トラクター・ショベル等の掘削機械を用いないで行なう掘削の方法をいう。以下次条において同じ。）により地山（崩壊又は岩石の落下の原因となるき裂がない岩盤からなる地山、砂からなる地山及び発破等により崩壊しやすい状態になっている地山を除く。以下この条において同じ。）の掘削の作業を行なうときは、掘削面（掘削面に奥行きが二メートル以上の水平な段があるときは、当該段により区切られるそれぞれの掘削面をいう。以下同じ。）のこう配を、次の表の上欄に掲げる地山の種類及び同表の中欄に掲げる掘削面の高さに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下としなければならない。

地山の種類	掘削面の高さ （単位 メートル）	掘削面のこう配
岩盤又は堅い粘土からなる地山	五未満	九十
	五以上	七十五
その他の地山	二未満	九十
	二以上五未満	七十五
	五以上	六十

2 前項の場合において、掘削面に傾斜の異なる部分があるため、そのこう配が算定できないときは、当該掘削面について、同項の基準に従い、それよりも崩壊の危険が大きくないように当該各部分の傾斜を保持しなければならない。

3) 法肩付近の状況（土砂、重量物の存置）

4) 法面の防護状況

※ 特に記述はない。「安全サポートマニュアル」には「法肩付近の土砂、重量物」の記述がある。

5) 浮石除去、雨水、地下水処理状況

安衛規則：第 534 条

（地山の崩壊等による危険の防止）

第五百三十四条 事業者は、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること。
- 二 地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること。

※ 雨水、地下水処理を追加

6) 危険箇所の立入禁止措置、~~監視人配置~~

安衛規則：第 530 条、第 537 条

（立入禁止）

第五百三十条 事業者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

(物体の落下による危険の防止)

第五百三十七条 事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**防網の設備を設け、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置**を講じなければならない。

※ 監視人の配置は義務がない。

7) 作業主任者の配置

安衛規則：第 14 条、第 16 条

(地山の掘削作業主任者の選任)

第三百五十九条 事業者は、令第六条第九号の作業については、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、**地山の掘削作業主任者を選任**しなければならない。

8) 上下作業の禁止

安衛規則：第 361 条、第 537 条

(地山の崩壊等による危険の防止)

第三百六十一条 事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、**地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険**を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、**労働者の立入りを禁止**する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

(物体の落下による危険の防止)

第五百三十七条 事業者は、**作業のため物体が落下**することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設備を設け、**立入区域を設定する等当該危険を防止**するための措置を講じなければならない。

9) 土**留**止めの適切な設置

安衛規則：第 370 条

(組立図)

第三百七十条

事業者は、土止め支保工を組み立てるときは、あらかじめ、組立図を作成し、かつ、当該組立図により組み立てなければならない。

2 前項の組立図は、矢板、くい、背板、腹おこし、切りばり等の部材の配置、寸法及び材質並びに取付けの時期及び順序が示されているものでなければならない。

(部材の取付け等)

第三百七十一条

事業者は、**土止め支保工の部材の取付け等については、次に定めるところ**によらなければならない。

- 一 切りばり及び腹おこしは、脱落を防止するため、矢板、くい等に確実に取り付けること。
- 二 圧縮材（火打ちを除く。）の継手は、突合せ継手とすること。
- 三 切りばり又は火打ちの接続部及び切りばりと切りばりとの交さ部は、当て板をあててボルトにより緊結し、溶接により接合する等の方法により堅固なものとすること。
- 四 中間支持柱を備えた土止め支保工にあつては、切りばりを当該中間支持柱に確実に取り付けること。
- 五 切りばりを建築物の柱等部材以外の物により支持する場合にあつては、当該支持物は、これにかかる荷重に耐えうるものとすること。

※ 土木用語「土留め」 →安全用語「土止め」に変更

10) 仮締切盛土の状況

※ 特に記述はない

■ 飛来・落下災害防止

1) ワイヤロープ等の点検

安衛規則：第 168 条

第百六十八条 事業者は、車両系建設機械については、**一月以内ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査**を行なわなければならない。ただし、一月をこえる期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

二 ワイヤロープ及びチェーンの損傷の有無

2 事業者は、前項ただし書の車両系建設機械については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。

2) 有資格者による玉掛け作業、識別

安衛法：第 61 条

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る**免許証その他その資格を証する書面を携帯**していなければならない。

4 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

安衛令：第 20 条

（就業制限に係る業務）

第二十条 法第六十一条第一項 の政令で定める業務は、次のとおりとする。

十六 制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

安衛規則：第 41 条

（就業制限についての資格）

第四十一条 法第六十一条第一項 に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第三

令第二十条第十六号の業務	一 玉掛け技能講習を修了した者 二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）を修了した者
---------------------	--

3) 吊荷の形状、重量にあった玉掛け方法

※ 具体的な記述はない

4) 合図者の配置、識別

安衛規則：第 104 条。第 151 条の 8

(運転開始の合図)

第百四条 事業者は、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**一定の合図を定め、合図をする者を指名**して、関係労働者に対し合図を行なわせなければならない。

2 労働者は、前項の合図に従わなければならない。

(合図)

第百五十一条の八 事業者は、車両系荷役運搬機械等について誘導者を置くときは、**一定の合図を定め、誘導者に当該合図**を行わせなければならない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の合図に従わなければならない。

※ 同様の条文多数。

5) 上下作業の禁止

※ 「崩落災害防止」に同じ

6) 安全ネットの設置

安衛規則：第 519 条

第五百十九条 事業者は、**高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所**には、囲い、手すり、**覆い等**（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、**防網を張り**、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

7) 強風時の飛散防止措置

※ 特に記述はない

8) 資材の固定状況

※ 特に記述はない

■電気災害防止

1) 取扱責任者の表示

※ 根拠検索中

2) 分電板の施錠

分電板→「分電盤」

※ 根拠検索中

3) アースの設置状況

安衛規則：第 333 条

(漏電による感電の防止)

第三百三十三条 事業者は、電動機を有する機械又は器具（以下「電動機械器具」という。）で、対地電圧が百五十ボルトをこえる移動式若しくは可搬式のもの又は水等導電性の高い液体によつて湿潤している場所その他鉄板上、鉄骨上、定盤上等導電性の高い場所において使用する移動式若しくは可搬式のものについては、漏電による感電の危険を防止するため、当該電動機械器具が接続される電路に、当該電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しや断装置を接続しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する措置を講ずることが困難なときは、電動機械器具の金属製外わく、電動機の金属製外被等の金属部分を、次に定めるところにより接地して使用しなければならない。

一 接地極への接続は、次のいずれかの方法によること。

イ 一心を専用の接地線とする移動電線及び一端子を専用の接地端子とする接続器具を用いて接地極に接続する方法

ロ 移動電線に添えた接地線及び当該電動機械器具の電源コンセントに近接する箇所に設けられた接地端子を用いて接地極に接続する方法

二 前号イの方法によるときは、接地線と電路に接続する電線との混用及び接地端子と電路に接続する端子との混用を防止するための措置を講ずること。

三 接地極は、十分に地中に埋設する等の方法により、確実に大地と接続すること。

4) 分電版の設置高さ（1m以上）、周りの整理

分電版→「分電盤」

※ 根拠検索中

- 5) 通路上配線の防護状況 }
6) 電線被覆の損傷 }

安衛規則：第 336 条、第 352 条

(配線等の絶縁被覆)

第三百三十六条 事業者は、労働者が作業中又は通行の際に接触し、又は接触するおそれのある配線で、絶縁被覆を有するもの（第三十六条第四号の業務において電気取扱者のみが接触し、又は接触するおそれがあるものを除く。）又は移動電線については、絶縁被覆が損傷し、又は老化していることにより、感電の危険が生ずることを防止する措置を講じなければならない。

(電気機械器具等の使用前点検等)

第三百五十二条 事業者は、次の表の上欄に掲げる電気機械器具等を使用するときは、その日の使用を開始する前に当該電気機械器具等の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる点検事項について点検し、異常を認めたときは、直ちに、補修し、又は取り換えなければならない。
(以下略)